

豊臣期の越前府中城主について

佐藤 圭

はじめに

府中城は越前国の国府が置かれた府中の地に構築された織豊時代の城郭である。江戸時代は福井藩家老・府中領主本多家の居所となった。城跡は福井県越前市の中心市街地にある。武生盆地中心部の平城で、福井平野の北庄城（福井城）と並ぶ。福井藩の認識によれば、歴代城主は前田利家、丹羽長重、木村一、青木重吉、堀尾吉晴の五人とされる（名字・実名など便宜統一した）。本稿は豊臣期の丹羽長重以下を対象として城主の変遷と府中領支配について基礎的な考察を行なう。この分野に関する先行研究は、豊臣期越前・若狭大名の領知変遷の全体を明らかにした藤井讓治氏の労作がほぼ唯一のものである。ただその後知られた史料もあり、また個々の城郭にそくして論じることがも有意義であろう。以下主として古文書など良質な史料を活用して年代を追って叙述する。

一 賤ヶ岳合戦・小牧長久手合戦と府中城主丹羽長重

天正十一年（一五八三）四月の賤ヶ岳合戦は、秀吉が信長没後の政権の主導権を確立した重要な合戦で、この地域において以後慶長五年（一六〇〇）までを豊臣期といえることができる。この合戦で戦場を離脱した前田利家は、府中城を秀吉方に引き渡し、金沢城主となった。一方、北庄城主には、もと信長の重臣で秀吉に従った丹羽（惟住）長秀が起用され、越前一国（大野郡の金森領、敦賀郡を除く）を宛行われ、嫡子の丹羽長重（鍋丸・五郎左衛門尉）が府中に入った。当時の丹羽長重発給文書として同年八月の次の禁制が知られる。^③

史料 1

禁制 本興寺同塔頭

一 寄宿并諸役之事、

一 殺生、付、伐採竹木事、

一当敷地并門前等違乱事、

右条々堅令停止訖、若於違犯之輩者、可処嚴科者也、仍下知如件、

天正十一年八月十二日 長重判

府中城の北西に隣接する法華宗の寺院本興寺に与えたもので、入部に伴って出されたものであろう。

丹羽長重は、翌天正十二年の小牧・長久手合戦に秀吉方として三千の軍勢を率いて出陣し、活躍する。陣立書や、秀吉・長秀の往復書状などから長重出陣の様子が詳細に知られる。まず同年四月九日以前に作成された陣立書では、秀吉の本陣犬山のすぐ前に丹羽長重がひかえ、その両脇を敦賀城主蜂屋頼隆と大野城主金森長近が固めている。⁴ また五月一日以前に作成された別の秀吉陣立書には、東の備第五段に「五郎左衛門尉殿三千」、第四段に「高昌孫二郎殿十、蜂屋出羽守殿千五百、金森五郎八殿式千、合四千五百」の記載があり、軍役がわかる。⁵ 父親の丹羽長秀は三月二十九日秀吉に宛てて送った書状で「将又せかれ進之置候、御近所ニ被置候て、万事御引廻奉頼候、於様子者、蜂屋・金森かた迄令申候」と嫡子の長重を派遣したことを明記する。⁶ その後重ねて出された丹羽長秀書状に答えた秀吉書状の最後の一条には、次のように記される。⁷

史料2

一五郎左衛門尉殿陣取、可然山を要害ニ申付居陣候、普請以下万端被入精、一段おとなしく候由申、各も普申候間、其方より秀吉令満足候、時者可御心安候（後略）、
秀吉は「長重はふさわしい山を城砦として、普請以下万端一生懸

命にやっておおり、大いに成長したと皆誉めている」と父親の長秀に報じている。この時の長重の陣所は愛知県小牧市の古刹小松寺の山上で江戸時代「取手山」といわれた。⁸

秀吉はその後も尾張・美濃に在陣したが、六月二十八日いったん大坂に帰城し、再度出陣することになる。七月六日陣中の羽柴秀長に宛てて送った覚書的一条に次のように記す。⁹

史料3

一越前衆五郎左衛門尉・蜂出・金五、能登衆、前田右近、越前衆、いづれも八月動間、廿二返可申事、

これによれば越前・能登・加賀・越中の軍勢が尾張に在陣しているが、八月に再度攻勢を予定しているので、廿（くつろぎ）のため帰国を認めるとされる。長重らは五か月にわたって尾張に在陣し、帰国した。その後、八月の三度目の秀吉出陣のときには、北庄城主丹羽長秀が八月十九日に出陣した。長秀は五千の軍勢を率いて出陣し、九月二十八日越前に帰陣した。¹⁰

以上のように、丹羽長重はこの年十四歳にすぎないが、見事に軍役を果たし、秀吉をはじめとして皆に誉められた。その軍役は三千であり、長重の次に府中城主になる木村一も、天正十三年越中出陣で三千の軍役を課されているので、¹¹ 長重が府中城主であったことが裏付けられる。

長重の尾張出陣中、長秀は越前国内の検地を行ない、長重の所領「府中方」についても、大滝村と月尾村下郷の縄打目録が残っている。¹²

二 天正十三年の北陸大名の配置替え

小左衛門尉

天正十三年秀吉は越中の佐々成政を服属させるため自ら出陣する。その後北陸大名の配置替えが行われた。越前府中城主には、秀吉譜代の巨木村一（隼人佑・常陸介）が若狭佐柿から移る。その過程はやや複雑で検討に値する。

秀吉の越中出馬が具体化するのには、天正十三年三月のことで、当時五月の出陣を期していた¹³。その後、秀吉は紀州攻めに専念することになるが、越前では四月十六日北庄城主丹羽長秀が没した。

嫡子の府中城主丹羽長重は北庄城に入り、重臣成田道徳（重政）を府中城留守居とした。そして長重は上洛し、五月九日付で長重は家臣に知行宛行状を発給し、それに秀吉が袖朱印を加えている¹⁴。異例の文書形式であるが、少なくとも長重の地位が秀吉によって認められたのであり、その後、長重は五月二十九日から越前国内の職人・商人・社寺などに対して安堵状や定書を次々と発給し、北庄城主として入部したことがうかがえる¹⁵。

一方、その前日の五月二十八日越前岩本の蠟燭屋矢部小左衛門に對して次のような判物が発給された¹⁶。

史料4

蠟燭切々申付候条、諸役令免許者也、

天十三年 木村隼人佐様

五月廿八日

御書判

岩本

写しのため検討を要するが、木村一はすでに府中城主として当地を支配している。

そしてその直後の六月二日、秀吉は長浜城主山内一豊に「若州西懸郡一円」を宛行い、一豊は高浜に入部する¹⁷。この「西懸」は西懸、すなわち西方の意味で若狭西端の大飯郡のことである。木村一はもと若狭佐柿城主で、そこから越前府中城主に移った。そして若狭高浜城主堀尾吉晴が佐柿城主に転じた。すなわちこのとき、府中・佐柿・高浜・長浜の城主が連動して配置替えになったとみられる。それでは何故府中城主が空いたのか。鍵となるのは、府中城留守居成田道徳の動向であろう。『丹羽家譜伝』家臣伝成田弥左衛門道徳の項に引用された一書によれば、成田は府中城に來た秀吉の使者を殺害したり、その後、越中から帰陣した秀吉を北庄で謀殺しようとしたとされる¹⁸。事実とすれば謀反そのものである。また府中に秀吉の蔵入地が設定されていることに注意される。越中から帰陣した閏八月十二日、秀吉は府中蔵入地から湯浅喜右衛門尉に五百石を宛行っている¹⁹。何時蔵入地となったか知られないが、恐らく成田が留守居を務めていた府中領を没収して蔵入地としたのであろう。それは丹羽長秀の死没に伴うものではなく、成田の謀反によるものと推測される。

さて、この閏八月十二、三日に越中帰陣の途次、北庄で大規模な大名の配置替えがなされた。北庄城主丹羽長重は若狭に移され、近江佐和山城主堀秀政がその跡に入った。その後閏八月二十一、二日

に近江坂本で知行宛行がなされ、佐和山城には、若狭佐柿の堀尾吉晴が入り、山内一豊も長浜城に戻る。

秀吉の越中出馬の帰路になされた丹羽長重の若狭移封は、明らかに降格である。その理由として、同時代史料に「若年二つきて家中不和」とか、越前辞退の長秀遺言があったなどと言われる²⁰⁾。しかし事の本質はそうした丹羽家中の問題として済ますべきものではなく、成田道德のような秀吉に対する反抗勢力を封じ込めて、近臣を越前の要地である府中に送り込んだ豊臣政権の施策と理解するのが妥当であろう。

三 木村一の府中領支配

木村一は父定重の代から秀吉に仕えた譜代の近臣である。軍役や豊臣政権における奉行としての役割については別稿でまとめたので²¹⁾、本稿では領知支配の様相と支配機構についてやや立ち入って検討する。木村一の越前関係発給文書は、判物・書状などの直状が八点、重臣連署状一点、重臣書状四点が知られる²²⁾。これら木村一文書の原本を伝える家は、府中の東方約七キロメートルに位置する岩本の内田吉左衛門家と大滝の三田村家、そして府中の北約三キロメートルに位置する木村孫右衛門家の三家である。それぞれ今南東郡の岩本村・大滝神郷、丹生北郡大井村の在地有力者である。天正十三年閏八月秀吉の越中出陣の帰路、木村は秀吉朱印状に副えて次の判物を発給した²³⁾。

史料5

越前国中蠟燭司之儀、野辺四郎右衛門尉仁仰付候之条、可成其意者也、

天正十三

壬八月十四日

(羽柴秀吉
朱印)

木村隼人佑とのへ

史料6

國中蠟燭司之事、以御朱印野辺四郎右衛門尉仁被仰付候条、可成其意候、自然蠟草等少茂自余江壳買仕、於違乱之輩者、急度可成敗之旨御意候、為其堅申触候、仍如件、

天正拾三

壬八月十四日

一(花押)

國中在々所々

木村隼人佐

史料5の秀吉朱印状は、越前国中蠟燭司を野辺四郎右衛門尉に命じたことを木村一に伝えている。次の史料6の木村一副状(判物)は越前の国中在々所々に蠟燭司の補任を告げ、蠟草を野辺以外に売らないことを厳命している。前掲史料4との関係はよくわからないが、史料5と6は原本として野辺家の名跡を伝えた内田家に残されたので、実際に交付されたものである。それらは府中城で作成、交付されたと思われる、秀吉はこの日、府中城の新造御座所で一泊、翌日出発したとみられる。そうした意味でこの朱印状は、府中城主木村一の支配権を象徴している²³⁾。

その他、木村一は大滝神郷の有力者で奉書紙職を務めた大滝掃部

に判物を発給し、奉書紙の独占的な紙漉きを認めている。これらはそれ以前の佐々成政や丹羽長秀の安堵を継承している。²⁶⁾

木村一の重臣連署状は次の一点だけが知られる。²⁶⁾

史料7

以上、

任御朱印旨、去年も糺尋村々江被申付候へ共、当年者相違候而、岩本へ蠟草買不申由申越候、早々罷出何方へ売申候を可相理候者也、

山田出羽

^(年未詳)
十一月廿一日

□ (花押)

中川兵右衛門尉

重儀 (花押)

九嶋善右衛門尉

正親 (花押)

吉武三大夫

在々所々 松智 (花押)

この連署状は前掲史料5を受け継ぎ、野辺氏の蠟草確保の訴えにより、在々所々に対して何故蠟草を野辺氏に売らずに、他のどこに売ったのかと詰問したものである。

連署の四人について若干知られるところがある。まず日下の山田出羽は署判の実名が読み取れないが、恐らく『寛政重修諸家譜』巻三三五に見える山田正勝のことであろう。それによれば、山田氏は三河松平氏の臣で、正勝はもと家康の長男信康に仕え、その死後家

康に勤仕したという。そして長久手合戦の後、三河を去り、「京師におもむき豊臣秀次につかへ、大番頭となり、従五位下出羽守に叙任し、采地三千五百石を知行す」と記される。この官途からみて史料7の山田出羽と同一人物と判断される。この史料7から当時明らか木村一の臣であることがわかる。

次に中川重儀の花押は、「滝谷寺文書」慶長四年十月十日中川兵右衛門尉山役免許状の花押と一致する。²⁷⁾同一人物で後の慶長四年当時坂北郡の滝谷寺の山を知行していたことがわかる。彼は木村一没落後越前に留まり、青木重吉に従ったと想定される。

九嶋については詳らかでない。

最後に署判上位者の吉武三大夫については、単独の書状も四通残っており、在地支配に重要な役目を果たした。この吉武三大夫は『寛政重修諸家譜』巻第五五五に庄田安信として掲出され、本国は丹波国氷上郡小椋庄(現兵庫県丹波市柏原町上小倉・下小倉)、父の庄田安守は松平清康と徳川家康に仕えたという。「赤井五郎忠家にしたがひ、のち木村常陸介定光に属す。慶長五年十二月伏見にいてめされて東照宮にまみえ奉り」と記され、その子安村は「天正十八年木村常陸介定光が手に属し、武蔵国岩槻城にをいて戦死す、年二十一」と記される。親子二代にわたって木村一に仕えた忠臣である。

この吉武三大夫の署判の実名は、安↓安福↓松智↓松青と変わるとみられる。『寛政重修諸家譜』では、実名は安次ともいい、致仕して松声と号したとされる。吉武三大夫の書状で年代が推定される

ものは、天正二十年（文禄元年、一五九二）の三点である。まず次の書状を掲出する。⁽²⁸⁾

史料 8

尚々早々罷出候様二肝煎肝要候、已上、

当村百姓走候て、未罷出之由候、如何様之子細二候哉、近比由断之儀二候、在々人改之儀被仰付、召出之事候間、早罷出候様二肝煎肝要候、但申分共於在之者、此方へ罷出理可被申候、謹言、
(貼紙)

「文禄二年」

吉武三太夫

三月十九日

安(花押)

大井村与頭

孫右衛門尉

同

常通

同

彦兵衛

同

□□中

吉武三大夫が大井村与(組)頭孫右衛門尉らに宛てて、在々人改(人払令)のことを伝え、走り百姓の呼び戻しを命じたものである。吉武三大夫はこの五日後にまた「返事が遅い。早く走り百姓を召し出して返事せよ」という内容の書状を出して催促している。⁽²⁹⁾この日数からみて三大夫は府中城に留守居として留まっていたとみられる。

後世の貼り紙では文禄二年とされるが、人払令の施行と、このころ城主の木村一が京都から肥前名護屋城に向けて出陣しようとしていること、三大夫の実名表記や花押の形状などからみて、天正二十年に比定されよう。

史料 9

次に木村一朝鮮渡海後の同年十二月に、次の書状が出されている。⁽³⁰⁾
尚々諸成物無沙汰之在所ハすくニ可申付候、其通可相心得候、已上、

急度申遣候、当物成未過分未進在之由候、沙汰之限候、

一名護屋より御朱印被下候、

一高麗より御墨付被下候、

一右御朱印・御墨付ハ、当御年貢米・諸成物無沙汰之在所、堅

遂糺明可申付之由被仰下候、可成其心得候、御代官下□□此

通申触候、於難法□以鎚責急度可申付候、謹言、

(貼紙)

「文禄元年」

吉武三太夫

十二月六日

安福(花押)

大井村

お山村

其外御代官所

惣百姓中

宛所二番目の「お山村」は府中東方約六キロメートルに所在する現在の越前市北小山町・南小山町附近に比定され、今南東郡の村で

ある。御代官は太閤蔵入地の代官であろう。この書状は秀吉朱印状と木村一の書状（何れも残っていない）を伝えてこの年の年貢米・諸成物の無沙汰や未進を調査して納入することを命じたもので、もし難渋した場合は譴責使を入れるとしている。多大な軍役を課された名護屋、朝鮮に在陣した府中城主木村一の戦費や兵糧米確保のため厳しい年貢納入が命じられた。その実務を越前の在地で担っているのが吉武三大夫であった。次の書状も木村の留守居として出したものであろう。⁽³¹⁾

史料 10

尚々地家力を付、堪忍候様可被申付候、以上、

其村百姓屋敷、河原二成候由候、自余之所成共、其方見計、先
小屋懸仕候様ニ可被申付候、田畠之事可在御検使候、以上、

吉三太入

(年未詳)

七月廿一日

松青(花押)

大滝掃部殿

この折紙は、大雨・洪水によって河原と化した大滝の百姓屋敷を復興するために、被災した百姓たちが適当な場所に小屋懸けして頑張るよう村の最有力者大滝掃部に命じたものである。もちろん年貢収納・減免のために検使が入れられるが、在地の災害をすばやく認識して的確な指示を下している。

以上の吉武三大夫書状などから、府中領支配の実際は主として府中城の留守居や重臣が担っていたことがうかがえる。城主の木村一自身は豊臣政権の度々の軍役や普請役に従って出陣したり、在京・

在坂することも多く、不在の時期が長かったと思われる。留守居宛ての秀吉や秀次の朱印状も残っている。⁽³²⁾

木村一の府中町支配の実状の一端は、太田牛一著『大かうさまくんきのうち』に詳しく記される。やや長いが関係部分を原文のまま引用する。⁽³³⁾

史料 11

こ、に木むらひたちのかみと申もの、大閤のふたひの御け人也、
ゑちぜんのかにふ中のしろに、一こうりをあひそへくたされを
き候あひた、ちうや大閤へ御ほうこう申へき事に候を、にあは
さる一てつをつくり、人そぐいもこれなく、ちぎやうしよむ候
ては、八ばくをふ中のちよう人いゑなみにあつけをき、一ばい
五わりに、きんぐをめしをき候、しかるあひた、かなはさる
ものともちくてんいたし、そのしたくこきやくさせ、きんぐ
をとり、その上みせしめのよしにて、ちよう人おとなしきもの、
けにんをいはれもなくめしとり、はつつけに、みそやと申ちよ
うにんのかとくちにかけをき候、ちやうにんめいわくいたし、
わひ事候へは、そくたくをとり、そのときさんやへすてさせ、
しにんをきんぐにうりかい候事、こらいまれ也、

秀吉の譜代御家人木村一が越前国府中城に一郡(未詳)を添えて給わり、そこで行った府中町人に対する行為を記述している。木村は府中の町人家並に米を強制的に貸し付け、元利合せて二・五倍の金銀で返済を求めた。返済できなかった者は府中から逃げ失せたと、木村はその跡の私宅を没収、売却させて金銀に替え徴収した。

その上見せしめのためと称して町人のうち有力者の下人を強引に捕まえて張付けにし、その死体を府中の味噌屋という町人の門口に懸けてさらした。町人たちは困惑し、木村に訴えたが、木村は町人に礼金を要求して収めた上、死体を山野に捨てさせたという。筆者は、死人を金銀で売買することは古来まれだと結んでいる。

ほぼ同時代のこの叙述は、具体的であり、とても創作とは思えない。前田利家のとき府中町人に屋並に垣つり役銀を課しているが、木村一はこうした名目の課税とは別に、知行所から納められた年貢米を貸し付けて高利の金銀で返済させるといふ新しい形の資金運用を始めた。そして町人が返済に窮して逃亡した跡職を没収し、さらに町人全体に対する見せしめとして「ちよう人おとなしきもの」すなわち長（おとな）衆の下人を処刑した。当時府中の町人が何人かの指導者によって統率されていることがうかがえる。木村は彼らに圧力をかけることにより府中の町を支配しようとしたのである。たゞび重なる豊臣政権の過重な軍役を果たすためには、府中町人の富を没収することが必須であったのである。

木村一の領知については、天正十三年十萬石を拝領したとされる〔天正記〕。この数字は同時代の大村由己によるものであるから信頼できる。一方、江戸時代の山鹿素行『武家事紀』の木村一伝には越前で十二萬石の知行を給わったとされる。

文書によって明らかなどころでは、小田原陣・奥羽仕置直後の天正十八年十二月二日敦賀城主大谷吉継が羽羽に在国する上杉氏の部将色部長真に送った書状に「次我等事、越前府中木村常陸介知行分

致拝領候」と記され、木村の知行の一部が大谷に与えられたとされる。³⁵ その内訳は「大谷吉継府中郡知行分惣目録」として記録され、総計二万七千七十七石余に及ぶ。木村一が小田原陣・奥羽仕置で大過があつたことは認められない。むしろ豊臣政権にとって大谷と共に大功があつたと評価されるであろうから、木村の知行が減らされて大谷に与えられたとは考えられない。

一方、堀秀治は、小田原陣中で父親の北庄城主秀政が没して、天正十八年十一月四日に跡職を安堵されているが、知行高は十六萬石とされ、秀政の代から二萬石余り減封されている。³⁶ そのあたりで調整されたのかもしれないが、詳らかでない。

最後に、木村一は天正十六年府中龍門寺を再興したとされる。³⁷ かつての龍門寺城を廢して寺域に宛てたのであろう。

四 青木重吉の府中領支配

青木重吉（紀伊守）は秀吉のいとこといわれ、譜代の親族大名である。「重吉」の実名は黒田基樹氏の考証による。³⁸ 但馬出石城主から紀伊入山城主となり、越前大野城主に転じ、さらに府中城主に転じた。最後は北庄城主となり、慶長五年（一六〇〇）十月十日没した。

青木重吉の府中関係発給文書は十点ほど知られ、府中を中心としてそれに隣接する高瀬村宝円寺、前述の大滝村、そして鯖江市の誠照寺などに残っている。花押をすえた判物や禁制が主で、印判状の写が一点、黒印と花押の重ね判のある請取状が二点ある。³⁹ 初見は文

「禄四年（一五九五）五月五日付の御霊宮に宛てて出された禁制で、その後八月に龍泉寺と宝円寺にも禁制が出されている。御霊宮と龍泉寺は府中に所在する社寺であり、このころ青木が入部したことがうかがえる。最終は慶長三年（一五九八）十一月十三日付の鯖江村誠照寺宛の諸役免許状で、少なくともこの間四年にわたって府中城主だった。

慶長四年正月十四日石田三成と浅野長政は連署して、府中城主青木重吉の知行・代官所が蔵入としてこの兩人に預けられたことを大井村百姓中に伝えている。⁽⁴⁰⁾ 青木の府中領所務が慶長三年で終わりになったことがわかる。

青木重吉が府中城と知行を請け取った時期については明確な史料が残っていない。藤井讓治氏は状況的に文禄二年の末から文禄三年の初めはじめに木村の越前領知が終わりを告げ、その後青木が府中に入ったとする見方を示しているが、再検討を要する。まず木村一の府中城主の最終所見は『駒井日記』所収（文禄二年）後九月二十二日付木下吉隆書状案で「一若狭、丹羽・常陸二被下候、一、ひたち跡ハ何とも無御意候」と記される。⁽⁴¹⁾ 若狭一国を領有した浅野長吉の転出を前提として、その跡職を加賀松任城主丹羽長重と越前府中城主木村一に下すことになったが、さらにその木村の跡職については秀吉の意向は未定と秀次側に伝えたものである。結局、浅野は同年十一月二十日に正式に甲斐国が宛行われて移ることになり、丹羽・木村の若狭移封は中止になって、翌文禄三年木下勝俊・利房兄弟が若狭に入った。これらのことから文禄二年の木村一の府中領

所務は史料的に確定する。

そこで問題は、翌文禄三年の所務であるが、この年秀吉の命により伏見に再建された西笑承兌の大光明寺の奉加注文が残っている。⁽⁴²⁾ 同寺に対する諸大名の寄進を、百石、五十石、三十石、二十石、十石、五石の六段階に分けてランク付して列記したものである。今、北陸大名について寄進高をみると、越後の上杉景勝は百石、加賀の前田利家は五十石、若狭の木下勝俊、越前北庄の堀秀治と木村一、越前の前田利長は三十石、越前東郷の長谷川秀一、加賀松任の丹羽長重、小松の村上頼勝は二十石、越前敦賀の大谷吉継、加賀大聖寺の溝口秀勝、そして青木重吉は十石、越前丸岡の青山甚五左衛門尉は五石の寄進をそれぞれ割り当てられている。この寄進高のランク付はある程度領知にに応じていると思われるから、当時木村は堀と同程度、青木は大谷と同程度の石高とみられる。またこの勸進帳の日付は八月二十一日であるから、当年の所務を反映していると判断される。したがって青木の文禄三年の所務は、大野城主としてのものであり、青木は文禄四年から府中領の所務に当たったとみられる。この文禄四年の青木の所務は十二月七日付の大滝村山手請取状などから裏付けられる。⁽⁴³⁾

青木重吉の府中城主在任中の慶長三年に越前の太閤検地が行われた。秀吉の奉行たちが手分けして検地に当たり、一方、城主格の人物が自領の検地にあたることはなかった。府中の寺庵敷地の調査は、惣奉行の長束正家が行ない、またもと木村一の臣木村由信も秀吉の奉行の一人として越前検地に携わった。⁽⁴⁴⁾

青木重吉の府中町人に対する文書は次の一点が知られる。⁽⁴⁵⁾
史料12

為扶助於北府之内式拾石宛行条、成其意全可令所務、猶重而領
知可申付者也、

慶長三 紀

十月廿五日 印判

府中

大文字や

これは青木紀伊守（重吉）の印判状の写しとして間違いない。前田利家らによつて扶助されていた府中の商人大文字屋に府中北端の地である北府村内二十石を宛行つたものである。大文字屋が代々の府中城主から扶持されていたことがわかると共に、青木重吉が商人を重んじた様子⁽⁴⁶⁾がうかがえる。

また青木重吉の発給文書で特徴的なのは、鉱山開発の文書である。大滝村の鉛山や部子金山の調査が大滝掃部らに命じられている。⁽⁴⁶⁾

伝承では青木重吉は府中陽願寺に帰依し、寺地を寄進して堂宇を現在地（越前市本町）に移したと伝えられる。⁽⁴⁷⁾ また『青木系図』によれば、青木重吉は府中惣社大神宮の社殿を造立し、錦戸張三張を寄付したという。⁽⁴⁸⁾ これらは府中城主時代になされたとみられ、在地の社寺を重んじたことがうかがえる。

なお青木重吉の嫡子（養子ともいう）俊矩は府中に居住したという。慶長十五年（一六一〇）府中城主本多富正の帰依により、当時丹生北郡八田村にあった金剛院が、この俊矩の館跡（城跡）に移された。

五 堀尾氏の府中領支配

前述のように慶長四年から越前府中領が豊臣氏の蔵入地に編入され、奉行の石田三成・浅野長政兩人が代官を命じられた。その後同年十月一日遠江浜松城主堀尾吉晴（可晴）に府中城留守居が命じられる。⁽⁴⁹⁾

史料13

越前国府中城為御留守居其方被遣候、然者城之普請・兵糧已下
為入用之、府中方内知行五万石被宛行之訖、目録別紙二有之、
⁽⁵⁰⁾内与力赤座久兵衛・江原小五郎・乙部左門・友松忠右衛門・野
村勝次郎、此五人被仰付候条、可有合点之状如件、

慶長四年

十月朔日

輝元

秀家

家康

堀尾帯刀殿

府中城留守居として堀尾吉晴を派遣し知行を与えた豊臣氏大老連署状である。府中方が蔵入地となり、三大老が「御留守居」と表現していることなどからみて、城主は形式的には豊臣氏当主とみられるが、堀尾吉晴は「城之普請・兵糧已下」を差配するために知行を宛行われており、実質的に城主と変りないのではなからうか。

堀尾氏の府中領支配は早速始められ、慶長五年十一月まで吉晴本人の発給文書六点、重臣発給文書九点があり、堀尾氏が越前支配に

力を注いだことがわかる。⁵⁰ 次の文書は、内容からみて入部直後の慶長四年とみられる。⁵¹

史料14

已上、

急度申遣候、山林・竹木一切きるへからず候、御城御用ニ付て
 八手判を可遣候、若於無沙汰者、可為曲事候、此以前之代官衆
 自然きりをかれ候共、少も出すへからず候也、

十月十一日

宮内（花押）

大井村孫右衛門

署判の堀尾宮内一信は、吉晴の姉の子で重臣として堀尾名字を許されたという。一信は計七通の越前関係発給文書があり、主として在国して軍務や所務に当たった。史料14は大井村の山林・竹木の城用徴発について規定したもので、「此以前之代官衆」といった表現から拝領直後に出されたとみられる。史料13からわずか十日しかたっていないことになるが、堀尾一信らが先遣隊として越前に入国して、府中城を請け取ったのであろう。

史料15

以上、

其元知行方之事、様子たつね可申儀共有之事候間、こし可申候、
 かしく、

十月十八日

宮内（花押）

大し□

たうてい

同

はし本

これも入部直後と理解される。大塩温谷（越前市大塩町）の橋本家に伝わった文書で、堀尾一信が当地の地侍橋本氏の知行地などを尋問すべく、彼らを府中城に呼び寄せたものである。⁵²

堀尾吉晴自身の発給文書は、大滝掃部に奉書紙職を安堵したり、岩本村小左衛門に蠟燭の儀を命じ諸役免除したり、平吹権現に祭料として十石を寄進したり、府中の国分寺に諸役免除を保証したり、丹生北郡の織田庄寺社に定書を与えたりしたものなどが知られる。⁵³ この種の文書は、吉晴の浜松在城中あまり見えなかつたもので、吉晴は越前の領地支配に十分な注意を払ったことがうかがえる。

そして堀尾一信の判物の中には、「帯刀被罷下候者、重而墨付を相調可進之候」といった文言を含むものがあり、堀尾吉晴自身が越前に下向した折には、重ねて安堵の文書が下されるとしている。この文言は慶長五年の三月十五日付と五月十三日付の堀尾一信判物に見え、⁵⁴ 同年三月から五月にかけて、後に堀尾吉晴自身の越前入部が予定されていたことがわかる。ただ吉晴が越前に向かったのは同年七月のことで、家康東下の途次、帰国を命じられた。しかし、吉晴は七月十九日途中の三河池鯉鮒で、水野忠重と加賀井秀望の喧嘩に巻き込まれて負傷し、三河岡崎城で療養することになった。

このころ越前では敦賀城主大谷吉継が西軍方の中心となり、加賀の前田利長は七月末から小松・大聖寺を攻略し、丸岡・北庄・府中勢も利長に従う態度を示した。大谷方は木ノ芽峠に砦を造り、府中

城を攻略しようとしたが、「堀帯留守居堅固ニ申故、丈夫相抱」ため、攻撃をあきらめて北庄に在陣したという。⁽⁵⁵⁾ 九月十五日の関ヶ原合戦で大谷吉継は敗北自刃した。

恐らく堀尾吉晴自身はこの前後、越前下向あるいは関ヶ原参戦の余力は無かったと思われる。嫡子の忠氏は、居城の浜松城を家康の近臣保科正光に引き渡して参戦している。その後堀尾吉晴は九月二十四日付で国分寺の諸役免除の判物を下し、さらに十月七日次のような書状を送っている。⁽⁵⁶⁾

史料16

御状之趣満足申候、如仰天下太平ニ罷成、目出度存候、御祈念被入一精之由、祝着申候、恐惶謹言、

(慶長五年)
十月七日

堀尾帯刀

(判)
可晴半

国分寺法印

返報

越前の国分寺法印と書状で往返しているので、このころ吉晴は府中には居ないと思われる。そして翌十一月に至っても次の文書が出されている。⁽⁵⁷⁾

史料17

已上、

如有来夫役紙・同蠟燭上申付、三把木之事無之由、如前々相違有間敷者也、

慶五

佐藤 豊臣期の越前府中城主について

十一月六日

宮内(花押)

大瀧

五ヶ村中

大滝五ヶ村に宛てて出された判物で、夫役の紙や蠟燭を納めているので、三把木役は課せられないと保証した判物である。三把木役は木村一の代に新設された課税といわれる。⁽⁵⁸⁾ この史料17は慶長五年十一月に至っても堀尾氏が府中領を知行していることを示しており、同年分の所務が堀尾氏に認められたことがわかる。

『藩翰譜』第十二上や『寛政重修諸家譜』巻第六七八によれば、慶長五年十一月堀尾吉晴・忠氏父子は出雲・隠岐両国を下されたとされ、一方、結城秀康は宇都宮で上杉景勝方を防いだ大功を認められて越前一国を拝領し、その情報が十一月に京都に伝わっている。⁽⁵⁹⁾ 十月時点での内定としても、慶長五年分の所務を渡すのは無理であろう。また慶長四、五年分の豊臣氏越前蔵入地の知行も豊臣氏に認められ、奉行の山中長俊が算用に当たっている。⁽⁶⁰⁾

その後、保科正光は浜松から北庄城に在番し、慶長五年十一月在地支配に当たった。翌慶長六年も正光が引き続き在番し、結城秀康の近臣本多富正は、同年五月上旬(日付は未詳)伏見から越前に下り、北庄城を請け取った。⁽⁶¹⁾ この時本多が保科正光から北庄城と、そして府中城をも請取ったのであろう。⁽⁶²⁾ 八月十四日には結城秀康が北庄に参着した。⁽⁶³⁾ その後、本多富正が府中城主となったとされる。

おわりに

以上年代をおって四人の府中城主の事績と府中領支配の様相を概観した。これまで丹羽長重と堀尾吉晴は、府中城主としてはほとんど注目されなかった。本稿では長重は軍勢動員、派兵など城主としての実体があったこと、吉晴についても堀尾氏家中を留守居として常駐させ、府中領支配に積極的に当たったことなどから実質的に城主とみてよいとした。木村一・青木重吉については、家伝史料に乏しく、具体的な叙述はできなかったが、関連文書はかなりあり、また『大かさまくんきのうち』や『絹川図書戦功記并略系』⁶⁴のような出色の史料もあるので今後の検討が期待される。

註

- (1) 『越前国古城跡并館屋敷蹟』杉原丈夫・松原信之共編『越前若狭地誌叢書』上二八八ページ(松見文庫一九七一年)。「国事叢記」上二四ページ(福井県郷土誌懇談会一九六一年)。
- (2) 藤井讓治「豊臣期における越前・若狭の領主」(『福井県史研究』一二二号、一九九四年)。なお豊臣期越前諸城主に関する研究史は、角明浩「越前北庄城主期の堀秀政・秀治―発給文書の検討をとおして―」(『戦国史研究』七〇号、二〇一五年)にまとめられている。府中城主木村一については、佐藤圭「豊臣政権―北陸大名の軌跡―木村一を中心に―」(『織豊期研究』二四号、二〇二二年)参照。また『越前市史』資料編3中世二(越前市二〇二三年)に府中城主の関係史料が編年で収載されている。

- (3) 天正十一年八月十二日丹羽長重禁制写、「府中寺社御除地」、「越前市史資料編3中世二」四四六号文書(越前市二〇二三年)。以下本書所収文書については(越前市史何号)と表示する。なお同文の写が『万要集』にも収載されるが、日付が「八月三日」になっている。

- (4) 羽柴秀吉陣立図、伯爵前田利同所蔵(越前市史四四九号)。
- (5) 羽柴秀吉陣立書、「有馬文書」(越前市史四五〇号)。

- (6) (天正十二年)三月二十九日丹羽長秀書状、「公爵前田利為氏所蔵文書」『大日本史料第十一編之六』四一六ページ。

- (7) (天正十二年)卯月八日秀吉書状、「山本庄之助氏所蔵文書」名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集』一〇二〇号(吉川弘文館二〇一六年)。

- (8) 『張州府志』小松寺の項、ただし長秀と長重を混同している。『小松寺文書(小牧叢書10)』六六ページ(小牧市教育委員会一九八六年)。

- (9) (天正十二年)七月六日羽柴秀吉覚書、八代市立博物館未来の森ミュージアム蔵(越前市史四五一号)。

- (10) 以下この時期の武将の居所については、藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』(思文閣出版二〇一一年)参照。

- (11) 前掲註(2) 拙稿参照。
- (12) それぞれ天正十二年七月六日、七月十二日付縄打目録、「大滝神社文書」。

- 「矢部藤左衛門家文書」(越前市史四五二、四五三号)。
- (13) (天正十三年)三月七日羽柴秀吉書状、「中垣文書」『豊臣秀吉文書集』一三四四号。

- (14) 以上『大日本史料第十一編之十五』天正十三年五月九日条参照。

- (15) 史料所見は『福井市史資料編2古代・中世』七二八〜七三二ページ参照(福

井市一九八九年)。五月二十九日付のものは丹羽長重定書「木戸市右衛門家文書」同一〇九三号)。

(16) 天正十三年五月二十八日木村一判物写、福井県文書館蔵「内田吉左衛門家文書」写(蠟燭免許)所載。同館デジタルアーカイブ画像による。

(17) 『大日本史料第十一編之十六』天正十三年六月二日条参照。

(18) 『丹羽家譜伝』『大日本史料第十一編之十九』一九一〜一九三ページ所載。

(19) 天正十三年閏八月十二日羽柴秀吉領知宛行状写、『因幡志』(越前市史四六七号)。

(20) 『顕如上人員塚御座所日記』、『秀吉事記』、『大日本史料第十一編之十九』一六八、一八二ページ所載。

(21) 前掲註(2) 拙稿。

(22) 史料4を除いて、すべて『越前市史』資料編3中世二に編年で収載。今、紙数の制約から、同書の文書番号のみを列記する。直状四七〇、四七五、四八二、五四七、四八三、五七八、四七一号。重臣連署状五七二号。重臣書状五五七、五五八、五六四、五七三号。

(23) 天正十三年閏八月十四日羽柴秀吉朱印状、同日木村一副状、「内田吉左衛門家文書」(越前市史四六九、四七〇号)。

(24) 木村一が府中城に新造御座所を建てたことは『秀吉事記』(天正記)などに見える。

(25) (年未詳) 卯月一日木村一判物、「三田村家文書」(越前市史四八三号)、天正九年正月十六日佐々成政判物、同(越前市史四〇一号)、(天正十一年)卯月二十六日丹羽長秀安堵状、同(越前市史四三二号)。

(26) 年未詳十一月二十一日吉武三天夫等連署状、「内田吉左衛門家文書」(越

前市史五七二号)。

(27) 慶長四年十月十日中川兵右衛門尉山役免許状、『福井県史資料編4中・近世二二三四ページ]。

(28) 三月十九日吉武三天夫書状、「木村孫右衛門家文書」(越前市史五五七号)。

(29) 三月二十四日書状、同、越前市史五五八号)。

(30) (文禄元年) 十二月六日吉武三天夫書状、「木村孫右衛門家文書」(越前市史五六四号)。

(31) (年未詳) 七月二十一日吉武三天夫入道書状、「三田村家文書」(越前市史五七三号)。

(32) (天正十四年) 九月五日豊臣秀吉朱印状、福井県立歴史博物館蔵(越前市史四七七号)。文禄二年正月日豊臣秀次朱印状、「竹内文平氏所蔵文書」(越前市史五六六号) など。

(33) 斯道文庫編『斯道文庫古典叢刊之三 大かうさまくんきのうち』影印版

一三〜一六ページによる(汲古書院一九七五年)。

(34) 天正七年二月十五日前田利家判物写、『沢存』(越前市史三八八号)。

(35) (天正十八年) 極月十八日大谷吉継書状、「色部氏文書」(越前市史五四五号)。

(36) 藤井氏前掲注(2) 論文。

(37) 『武生市史』資料編社寺の由緒二三二ページ(武生市一九八七年)。

(38) 黒田基樹『羽柴を名乗った人々』一〇七〜一〇〇ページ(KADOKAWA 二〇一六年)。

(39) 前掲『越前市史』の番号を列挙する。直状五九〇、五九一、五九三、六一〇、五九四、五九五、五九六号、印判状写六〇九号、請取状五九八、五九九号。

- (40) 慶長四年正月十四日豊臣氏奉行人連署状、「木村孫右衛門家文書」(越前市史六一二五号)。
- (41) 『駒井日記』文禄二年後九月二十三日条(越前市史五七一号)。
- (42) 文禄三年八月二十一日伏見大光明寺勧進帳、「相国寺本坊文書」(越前市史五七六号)。
- (43) 文禄四年十二月七日青木重吉山手請取状、「三田村家文書」(越前市史五九八号)。
- (44) (慶長三年)八月十八日府中寺庵敷地注文写、八月十六日木村由信書状写、「府中寺社御除地」(越前市史六〇五、六〇六号)。
- (45) 慶長三年十月二十五日青木重吉印判状写、「府中寺社御除地」(越前市史六〇九号)。
- (46) 年未詳九月六日付青木重吉判物二通「三田村家文書」(越前市史五九五、五九六号)。
- (47) 『武生市史資料編社寺の由緒』一六一ページ(武生市役所一九八七年)。
- (48) 東京大学史料編纂所蔵『青木系図』。福井県南条郡武生町青木長之助蔵、明治三十四年謄写。同所データベース画像による。
- (49) 慶長四年十月朔日豊臣氏大老連署知行宛行状写、「古文書集」(越前市史六一八号)。
- (50) 『越前市史』の文書番号は直状六二三、六三一、六三二、六三九、六四〇号、重臣発給文書六一九、六二〇、六二四、六二九、六三〇、六三四、六四二、六四三、六四四号。以上の他に注(16)文献に直状一点が収められる。以下本文の古文書の出典はこれらによる。
- (51) (慶長四年)十一月十一日堀尾一信判物、「木村孫右衛門家文書」(越前市史六一九号)。
- (52) (慶長四年)十月十八日堀尾一信消息「橋本文書」(越前市史六二〇号)。
- (53) 前掲注(50)参照。
- (54) 越前市史六二四、六三四号。
- (55) (慶長五年)八月二十二日佐々正孝書状写、「秋田家史料」(越前市史六五三号)、同八月二十五日有吉立行・松井佐渡守連署状、「中川家文書」(越前市史六五四号)。引用は後者から。
- (56) (慶長五年)十月七日堀尾吉晴書状写、「府中寺社御除地」(越前市史六四〇号)。
- (57) 慶長五年十一月六日堀尾一信判物、「大滝神社文書」(越前市史六四三号)。
- (58) 「元禄十六年樫津組村々大差出帳」『武生市史』資料編検地帳・村明細帳等四八九ページ(武生市役所一九九六年)。
- (59) 『義演准后日記』慶長五年十一月九日条。
- (60) 慶長五年十二月日豊臣氏越前国蔵入地算用目録案「山中山城守文書」(越前市史六四五号)。
- (61) 黄門秀康公由来書『越前市史資料編4本多富正関係文書』二四七号(越前市二〇一七年)。なお『国事叢記』では二月とされるが、本多家に伝わったこの文書が信頼できる。
- (62) 『保科御事歴』所収(慶長六年)六月九日保科正光書状写によれば、北庄から武具のうつぽ一箱を高速に送ったことが見え、正光が五月ころまで北庄に居たことが想定される。『新編信濃資料叢書』第二卷三一〇ページ(信濃史料刊行会一九七二年)。なお『越前国古城跡并館屋敷蹟』によれば、保科正光は丹生郡石生谷村に土居のある屋敷を構えたという。当地は北庄よ

りも府中に近い。

(63) 『福井市史通史編2近世』一三三ページ(福井市二〇〇八年)。

(64) 『絹川図書戦功記并略系』(東京大学史料編纂所蔵)については、柏木輝久氏による叙述がある。同著『大坂の陣豊臣方人物事典』二七三～二七五ページ(宮帯出版社二〇一六年)。

〔付記〕 本稿は越前市編集発行『越前市史』資料編3中世2(越前市二〇二三年)の編さんに伴って考察した私見をまとめたものである。刊行にあたり、史料調査、収集、掲載手続き、入力、編集に尽力された市史編さん室各位に感謝する。なお本稿の用語に関連して塩崎久代氏から懇切な助言をいただいた。